

SHIZGAS

第164回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時平成24年3月22日（木曜日）
午前10時開催
場所静岡市葵区黒金町56番地
ホテルアソシア静岡3階
「駿府の間」

● 目次

第164回定時株主総会招集ご通知	1	インターネット等による議決権行使について	
株主総会参考書類	3	のご案内	8
議案および参考事項		(添付書類)	
● 第1号議案 剰余金の処分の件		事業報告	10
● 第2号議案 取締役8名選任の件		連結計算書類	25
● 第3号議案 監査役1名選任の件		計算書類	34
		監査報告書	41

静岡瓦斯株式会社

株 主 各 位

静岡市駿河区八幡一丁目5番38号
静岡瓦斯株式会社
取締役社長 **戸野谷 宏**

第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第164回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成24年3月21日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権の行使の場合

インターネット等による議決権の行使に際しましては、8頁から9頁記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。

また、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時：平成24年3月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所：静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項：

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第164期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第164期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 取締役8名選任の件 |
| | 第3号議案 監査役1名選任の件 |

以 上

-
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shizuokagas.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

■ 議案および参考事項

第1号議案 || 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、安定的な配当の継続を基本に、財政状況および業績などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4.5円
総額 329,134,329円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年3月23日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が、任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	いわさき せいご 岩崎 清悟 (昭和21年10月8日)	昭和44年3月 当社入社 昭和63年7月 当社総合企画グループリーダー 平成8年3月 当社取締役 平成12年3月 当社常務取締役 平成13年3月 当社専務取締役 平成18年3月 当社代表取締役 取締役社長 平成23年1月 当社代表取締役 取締役会長 (最高経営責任者 (CEO)) 現在に至る	96,000株
2	とのや ひろし 戸野谷 宏 (昭和28年8月11日)	昭和51年4月 当社入社 平成9年4月 当社総務グループリーダー 平成13年3月 当社取締役 平成19年1月 当社取締役常務執行役員企画部長 平成22年3月 当社取締役専務執行役員 平成23年1月 当社代表取締役 取締役社長 (最高執行責任者 (COO)) 現在に至る	41,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	みやさか ひろし 宮坂 広志 (昭和25年11月4日)	昭和49年 3月 当社入社 平成 8年 3月 当社総合企画グループリーダー 平成12年 3月 当社取締役 平成17年 3月 静岡ガス・システムソリューション(株)代表取締役 取締役社長 現在に至る 平成19年 1月 当社取締役常務執行役員営業統括部長、業務高度化推進室担当 平成19年 3月 南富士パイプライン(株)代表取締役 取締役社長 平成22年 3月 当社取締役専務執行役員営業部門統括、営業統括部長、業務高度化推進室担当 現在に至る	27,500株
4	すぎやま ひろし 杉山 寛 (昭和25年10月2日)	昭和49年 3月 当社入社 平成13年 1月 当社生産・幹線グループリーダー 平成14年 3月 当社取締役 平成19年 1月 当社取締役常務執行役員 生産・供給部長 平成20年 5月 静岡パイプライン(株)代表取締役 現在に至る 平成22年 3月 清水エル・エヌ・ジー(株)代表取締役 取締役社長 平成23年 3月 当社取締役専務執行役員安全統括、生産・供給部長、環境安全推進室担当 現在に至る	31,500株
5	えんどう まさかず 遠藤 正和 (昭和28年6月28日)	昭和51年 4月 当社入社 平成12年 3月 当社産業エネルギーグループリーダー 平成16年 3月 当社取締役 平成19年 1月 当社取締役常務執行役員エネルギー営業部長 平成19年 3月 当社常務執行役員エネルギー営業部長 平成23年 3月 当社取締役常務執行役員エネルギー営業部長 現在に至る	32,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	い く み ゆ た か 伊久美 豊 (昭和25年6月3日)	昭和48年 3月 当社入社 平成14年 3月 静岡ガスリビング(株)常務取締役 平成19年 1月 当社執行役員富士支社長 平成23年 1月 当社常務執行役員静岡支社長 平成23年 3月 当社取締役常務執行役員静岡支社長 現在に至る	8,000株
7	まつうら やす お 松浦 康男 (昭和16年10月16日)	昭和40年 4月 (株)静岡銀行入行 平成 5年 6月 同行取締役総合企画部長 平成 7年 6月 同行常務取締役 平成11年 6月 同行代表取締役頭取 平成16年 3月 当社取締役 現在に至る 平成17年 6月 (株)静岡銀行代表取締役会長 平成20年 6月 同行取締役会長 平成22年 6月 同行取締役特別顧問 現在に至る	—
8	かねさか みつのり 兼坂 光則 (昭和18年1月9日)	昭和41年 4月 (株)日本興業銀行入行 平成 6年 6月 同行取締役 平成 9年 6月 同行常務取締役 平成11年 6月 同行常務取締役常務執行役員 平成12年 9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員 平成14年 4月 新光証券(株)常任顧問 平成14年 6月 同社代表取締役副会長 平成15年 6月 同社代表取締役会長 平成19年 3月 当社取締役 現在に至る 平成21年 5月 みずほ証券(株)常任顧問 現在に至る	—

- (注) 1. 杉山 寛氏は静岡パイプライン株式会社の代表取締役であり、当社とパイプライン建設に係る業務委託、建物賃貸等の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 松浦康男および兼坂光則の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ①松浦康男氏につきましては、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に加え、平成16年3月より当社の社外取締役を務めていただいております。その経験、見識から引き続き当社の経営全般に対し、適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②兼坂光則氏につきましては、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に加え、平成19年3月より当社の社外取締役を務めていただいております。その経験、見識から引き続き当社の経営全般に対し、適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役として就任してからの年数
松浦康男氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年、兼坂光則氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社と松浦康男および兼坂光則の両氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。両氏の再任をご承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 || 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役1名が、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
はざま あきお 羽間 昭夫 (昭和24年10月9日)	昭和48年 3月 当社入社 平成11年12月 当社原料グループリーダー 平成15年 9月 当社研修センター所長 平成19年 3月 エスジー保険サービス(株)代表取締役 取締役社長 平成20年 3月 当社常勤監査役 現在に至る	25,500株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

インターネット等による議決権の行使のご案内

■ インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1. インターネットによる議決権の行使は、議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。インターネットによる議決権の行使には、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承下さい。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要になる場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

■ パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
3. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。

■ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできる状態であること。
2. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上のモニターを使用できる状態であること。
3. 次のソフトウェアをインストール（導入）済みであること。
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降
 - ② Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降
（株主総会招集ご通知や株主総会参考書類をご覧になる場合に必要になります。）
※Microsoft® およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporation（マイクロソフト社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader® はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。なお、会社などからインターネットに接続する場合、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

■ 機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込された場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

■ パソコンの操作方法などに関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (65) 2031
(受付時間 土日祝日を除く 9:00~21:00)

2. ご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (78) 2031
(受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:00)

添付書類

事業報告（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過およびその成果**

当期におけるわが国経済は、東日本大震災による生産活動の大幅な後退から急回復を示したものの、夏以降の急激な円高やタイの洪水、さらには欧州の財務危機などによる海外景気の減速等により、景気回復の動きに不透明感が増すなど、厳しい状況で推移しました。

都市ガス業界におきましては、震災による原子力発電所の放射能漏出事故を受け、エネルギー政策に根本的な見直しが進められるなど、事業環境は、大きな変動期を迎えております。

このような状況のもと、当社グループは、都市ガスおよびLPGの安定供給とさらなる普及、そしてガスを通じた快適な生活や問題解決のご提案に懸命に努めてまいりました。

当期における当社グループの連結売上高は、ガス販売単価の上昇や販売量の増加などにより、前期に比べ8.3%増の1,281億7千1百万円となりました。

一方、費用面では、原料価格の上昇などにより売上原価が売上高を上回る伸びとなったことなどから、連結営業利益は前期に比べ47.8%減の37億4千7百万円、連結経常利益は同45.3%減の39億4千7百万円、連結当期純利益は同59.5%減の17億4千3百万円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

■ ガス

お客さま数（取付メーター数）は、エリア営業の推進により既存需要家の他燃料への転換阻止に努めるとともに、新築市場ならびに燃料転換による既築市場での新規需要家の獲得に努めましたが、閉栓需要家の増加などにより当期中に638戸減少し、期末現在で339,909戸となりました。

ガス販売量は、前期に比べ2.6%増の14億2千2百万立方メートルとなりました。用途別では、家庭用につきましては、気温は低めに推移したものの、1戸あたり販売量が減少したことなどにより、前期に比べ1.1%減の9千6百万立方メートルとなりました。業務用（商業用・公用および医療用）につきましては、省エネルギー意識の高まりにより空調需要が減少したことなどから、前期に比べ7.2%減の7千5百万立方メートルとなりました。工業用につきましては、震災によるサプライチェーンの分断や電力需給逼迫の影響がありましたが、新規大口物件の開拓や、既存需要家設備の稼働が増加したことなどにより、前期に比べ1.9%増の7億2百万立方メートルとなりました。卸供給につきましては、卸供給先での需要増加により、前期に比べ5.8%増の5億4千8百万立方メートルとなりました。

ガス売上高は、原料費調整制度によるガス販売単価の上方調整やガス販売量の増加などにより、前期に比べ9.1%増の1,100億1千8百万円となりました。

■ LPG・その他エネルギー

LPG販売は、ガス販売量は減少したものの、原料価格の上昇に伴う販売単価の上方調整などにより、売上高は前期に比べ1.3%増の112億5千6百万円となりました。

■ その他

設備工事、受注工事およびガス機器販売などのその他の事業は、設備工事の減少などから、売上高は前期に比べ2.9%減の116億7千6百万円となりました。

- (注) 1. 各事業の売上高には、事業部門間の内部売上高を含んでおりますが、連結売上高には、これを含んでおりません。
2. ガス販売量は、1立方メートル当たり45MJ（メガジュール）換算で表示しております。
3. 消費税等については、税抜方式によっております。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は75億2千3百万円で、広域ガスパイプラインなどのガス供給能力の拡充・整備が主なものであります。

(3) 資金調達の状況

借入金につきましては、長期借入金が増加する一方、短期借入金の増加により、前期末に比べ18億3千4百万円増の395億5千3百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

東日本大震災を受け、当社グループでは、震災時においても事業を継続できる体制を目指し、津波対策の強化を図るとともに、震災後のエネルギーのあり方の議論を見据えた新たな取り組みを推進してまいります。中でも、静岡県が進めている分散型電源による地域電源創出の取り組みについては、地域のエネルギー供給事業者として、その実現に向けて積極的に役割を果たしてまいります。また、2013年に運用開始予定の静岡－浜松間を結ぶ高圧パイプライン「静浜幹線」の沿線需要の開拓、家庭用暖房用料金「ぼかぼかプラン」など料金メニューの多様化などによりガスの拡販に努める一方、低成長下でも安定的な収益基盤を維持すべく、経営資源の効率的な配分、コスト削減や人材育成・強化を推進し、スリムで強靱な企業体質の構築を目指してまいります。

家庭用分野では、「エネリア」を核とした地域密着型のエリア営業体制をさらに推進し、お客さまとの接点を通じた器具販売・リフォーム事業等を拡大してまいります。また、本年1月実施のガス料金値下げの訴求や各支社のマーケット特性に合わせた営業展開、LPG販売子会社である静岡ガスエネルギー(株)との連携強化等により、お客さま戸数の増加を図ってまいります。ガスを使ってご自宅で発電する家庭用燃料電池「エネファーム」は、既築のお客さまにも販売ルートを拡大し、認知度の向上とさらなる普及に取り組んでまいります。環境配慮型住宅街区「エコライフスクエア三島きよすみ」は、ご家庭での新たなエネルギーシステムのあり方を提案する先駆的なモデルとして各方面から注目をいただきました。当社では、この「きよすみ」をモデルとした取り組みを、さらに多くの拠点で展開してまいります。

工業用分野では、分散型電源のメリットが改めて評価される中、ガスコージェネレーションシステムのさらなる導入に向けた取り組みを、地域と連携しながら進めてまいります。また、お客さまからのニーズに対応する技術力と提案力により、付加価値向上の取り組みを継続してまいります。

業務用分野では、電力ピークカットに貢献するガス空調や快適な厨房環境を提供するガス機器のさらなる普及を図り、シェアの拡大に努めてまいります。

原料調達につきましては、当期に新たな長期契約を締結し、長期的視野に立った安定的な調達体制が整いました。今後は、非在来型のシェールガスへの取り組みなどにより、原料価格の低減を図ってまいります。

生産供給体制では、清水エル・エヌ・ジー(株)袖師基地の安定的な操業と広域供給を支える基幹インフラの確実な運用に努めるとともに、静岡県西部地区への天然ガス普及の基盤となる静浜幹線の建設を、中部ガス(株)と連携して着実に進めてまいります。また、東日本大震災を踏まえ、袖師基地における電気設備の防水対策の実施、耐震性に優れたガス導管への入れ替え促進による地震に強いブロックの構築、広域パイプラインによるガスの相互融通体制の整備など、緊急時においても事業を継続し、公益事業者としての務めを果たすことができる体制を整えてまいります。

天然ガスの重要性が強く認識され、社会の期待が高まる中、当社グループは、「安定供給・保安の確保」を図りつつ、「お客さま第一」、「地域密着」の企業活動を展開し、新しい時代にふさわしいエネルギー供給事業者として率先して挑戦を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第161期 平成20年12月期	第162期 平成21年12月期	第163期 平成22年12月期	第164期 平成23年12月期
売上高 (百万円)	112,496	99,311	118,319	128,171
経常利益 (百万円)	△4,227	12,152	7,215	3,947
当期純利益 (百万円)	△3,008	6,454	4,303	1,743
1株当たり当期純利益 (円)	△39.51	86.02	56.51	23.15
総資産 (百万円)	114,958	114,092	108,362	107,432
純資産 (百万円)	44,698	52,206	56,155	55,719

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
清水エル・エヌ・ジー株式会社	3,000百万円	65.00%	LNG基地の運営およびガスの製造販売
静岡ガスリビング株式会社	400	100.00	警報器の販売およびリフォーム事業
静岡ガスエネルギー株式会社	240	100.00	LPGおよびLPG機器の販売
吉田瓦斯株式会社	80	68.56	山梨県富士吉田市におけるガス事業

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含む14社であります。当期の連結売上高は1,281億7千1百万円（前期比8.3%増）、連結当期純利益は17億4千3百万円（前期比59.5%減）であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給・販売、LNGの販売
LPG・その他エネルギー	LPGの販売、オンサイト・エネルギーサービス
その他	ガス工事の施工、ガス機器・警報器の販売、リフォーム事業、車両・事務機器等のリース

(8) 主要な事業所

① 当社

本社（静岡市駿河区）

支社

名称	所在地
静岡支社	静岡市駿河区
富士支社	静岡県富士市

名称	所在地
東部支社	静岡県沼津市

② 子会社

名称	所在地
吉田瓦斯株式会社	山梨県富士吉田市
下田ガス株式会社	静岡県下田市
信州ガス株式会社	長野県飯田市
佐渡瓦斯株式会社	新潟県佐渡市
袋井ガス株式会社	静岡県袋井市
中遠ガス株式会社	静岡県掛川市
清水エル・エヌ・ジー株式会社	静岡市清水区

名称	所在地
静岡ガスエネルギー株式会社	静岡市駿河区
エスジークレジットサービス株式会社	静岡市駿河区
静岡ガスリビング株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス・エンジニアリング株式会社	静岡市駿河区
静岡ガスサービス株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス・システムソリューション株式会社	静岡市駿河区
エスジー保険サービス株式会社	静岡市駿河区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,107名	△7名

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	10,424百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	9,257
第一生命保険株式会社	4,047
株式会社静岡銀行	3,072
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,555
株式会社清水銀行	1,038

■ 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

普通株式 240,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 73,140,962株（自己株式3,051,988株を除く）

(3) 株主数

2,809名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
第一生命保険株式会社	4,687千株	6.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,526	6.18
東京瓦斯株式会社	4,000	5.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,580	4.89
鈴与商事株式会社	3,491	4.77
三菱商事株式会社	3,203	4.37
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほコーポレート銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,820	3.85
株式会社静岡銀行	2,682	3.66
鈴与株式会社	2,543	3.47
JFEエンジニアリング株式会社	2,336	3.19

(注) 持株比率は、自己株式（3,051,988株）を控除して計算しております。

■ 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
岩崎 清悟	取締役会長 (代表取締役 最高経営責任者 (CEO))	
戸野谷 宏	取締役社長 (代表取締役 最高執行責任者 (COO))	
宮坂 広志	取締役 専務執行役員 (営業部門統括、営業統括部長、 業務高度化推進室担当)	静岡ガス・システムソリューション株式会社 代表取締役 取締役社長
杉山 寛	取締役 専務執行役員 (安全統括、生産・供給部長、 環境安全推進室担当)	静岡パイプライン株式会社 代表取締役
遠藤 正和	取締役 常務執行役員 (エネルギー営業部長)	
伊久美 豊	取締役 常務執行役員 (静岡支社長)	
松浦 康男	取締役	株式会社静岡銀行 取締役特別顧問
兼坂 光則	取締役	みずほ証券株式会社 常任顧問
羽間 昭夫	常勤監査役	
野末 寿一	監査役	静岡のぞみ法律特許事務所 弁護士
稲葉 孝宏	監査役	第一生命保険株式会社 専務執行役員
金井 義邦	監査役	三菱商事株式会社 顧問

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成23年3月24日開催の第163回定時株主総会において、遠藤正和および伊久美豊の両氏は取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 平成23年3月24日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役 森田和人および取締役 佐塚一仁の両氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 宮坂広志氏は、平成23年3月22日をもって南富士パイプライン株式会社代表取締役取締役社長を任期満了により退任いたしました。
3. 当期中の監査役の異動はありません。
4. 取締役 松浦康男および兼坂光則の両氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 野末寿一、稲葉孝宏、金井義邦の3氏は、社外監査役であります。
6. 監査役 野末寿一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。平成23年12月31日現在の体制は次のとおりであります。

取締役会長	岩崎 清悟	最高経営責任者 (CEO)
取締役社長	戸野谷 宏	最高執行責任者 (COO)
専務執行役員	宮坂 広志	営業部門統括、営業統括部長、業務高度化推進室担当
専務執行役員	杉山 寛	安全統括、生産・供給部長、環境安全推進室担当
常務執行役員	遠藤 正和	エネルギー営業部長
常務執行役員	伊久美 豊	静岡支社長
常務執行役員	海野 和雄	東部支社長
執行役員	片山 栄夫	リビング営業部長
執行役員	望月 俊直	静岡幹線建設担当
執行役員	佐塚 健二	企画部長
執行役員	増田雄一郎	コーポレートサービス部長
執行役員	栗田 誠	富士支社長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役9名	192,780千円
監査役4名	29,040千円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員5名（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は、23,520千円です。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第159回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議させていただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年3月30日開催の第151回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議させていただいております。
4. 取締役の報酬額には、平成23年3月24日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名の報酬額を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 松浦康男氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社静岡銀行との間に資金の借入等の取引関係があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、適宜助言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。

② 社外取締役 兼坂光則氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社とみずほ証券株式会社との間に特別の利害関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、適宜助言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。

③ 社外監査役 野末寿一氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と静岡のぞみ法律特許事務所との間に特別の利害関係はありません。なお、当社と野末寿一氏は、顧問弁護士契約を締結しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに、監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適切な発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。

④ 社外監査役 稲葉孝宏氏**ア. 重要な兼職先と当社との関係**

当社は、第一生命保険株式会社との間に資金の借入等の取引関係があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに、監査役会10回全てに出席し、第一生命保険株式会社の専務執行役員として経営に携わり培われた豊富な経験と高い見識から、適切な発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。

⑤ 社外監査役 金井義邦氏**ア. 重要な兼職先と当社との関係**

当社は、三菱商事株式会社との間に原料LNGの取引関係があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに、監査役会10回全てに出席し、大手商社で培われた豊富な経験と高い見識から、適切な発言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。

■ 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額
38,000千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
49,450千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分けしておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、国際財務報告基準（IFRS）導入支援業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断された場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規程に則り、会計監査人を解任するか、あるいは会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう取締役会へ請求いたします。なお、会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の理由を報告いたします。

■ 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に基づき、経営上の重要事項について決定を行う。
- ② 取締役は、取締役会規程に則り、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
- ③ 監査役は、法令及び監査役会規程に定める監査方針、監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
- ④ 取締役を含む役員が法令、定款及び倫理等を遵守するための行動基準を制定するとともに、コンプライアンスに関する相談窓口を設置する。
- ⑤ 代表取締役社長または代表取締役社長が指名するものを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進し、その活動状況を取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、文書取扱規程に従い保存し、取締役及び監査役が、必要な書類を随時入手できるよう管理する。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

- ① 執行役員は、それぞれの業務に関連して発生する会社経営に及ぼす重要なリスクを管理する体制を整備する。
- ② 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、会社経営に影響を及ぼす可能性のある業務上のリスクをグループ横断で統括する。
- ③ 取締役執行役員は、重要なリスク管理の状況を取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会で承認された中期及び単年度の経営計画に基づき業務を遂行するとともに、経営計画の進捗状況を取締役会に報告し、必要に応じて計画達成に向けた方策や計画の見直し等について審議する。

- ② 取締役会規程に基づき重要案件を取締役に付議するとともに、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ③ 執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務執行の効率化を図るとともに、機動的で質の高い業務執行体制を構築する。
- ④ 組織規程に定められた業務分掌・職務権限・決裁手続等に従い、執行役員及び各組織内の責任者等が担当業務について適時・的確に意思決定する。
- ⑤ 執行役員等をメンバーとする経営会議を定時開催し、重要な業務執行の審議を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの推進を図る。
- ② コンプライアンスに関する相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する潜在的なリスクを収集し、社内における自浄能力の強化を図る。
- ③ コンプライアンス委員会は、役職員への教育・啓蒙を行い、コンプライアンスの徹底を図る。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社への取締役の派遣及び関係会社管理規程に基づき、子会社の全般的な経営管理を行う。
- ② 当社常勤役員、執行役員及び子会社の経営責任者をメンバーとする会議（関係会社責任者会議）を開催し、子会社の経営状況を確認し、子会社及び当社グループの経営課題やリスクを適正に管理する。
- ③ 当社の内部監査部門は子会社の監査を行う。
- ④ 監査役及び会計監査人は重要な子会社を中心に子会社の監査を行う。
- ⑤ 当社のコンプライアンス委員会は、子会社を含めたグループ全体のコンプライアンスの推進を図る。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門や執行部門の役職員と連携し、各部門の業務執行状況の確認及びその他監査役が必要と認める事項について補助を求めることができる。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会等の社内の重要な会議に出席し、重要な決定や報告を確認する。
- ② 監査役は、会議報告書等その他の重要な書類を随時閲覧することができ、稟議書は、全て常勤監査役に回覧する。

- ③ 内部監査部門は、内部監査報告書を監査役に回覧するとともに、監査役の求めに応じて、監査役への状況報告や意見交換等を行い、監査役との密接な連携を保つ。
- ④ 取締役は、職務の遂行に関して重大な不正行為、法令・定款に違反する行為または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役会に報告する。
- ⑤ 監査役は、いつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の透明性を担保する。
- ② 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人それぞれと定期的に意見交換を行う。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、地域社会への貢献を理念とする企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、また、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針とする。また、本方針を静岡ガスグループ行動基準に規定し、全従業員に周知・徹底を図る。
- ② 本社に対応統括部署、また、本社及び各支社に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力及び団体からの不当要求に対応する体制を構築する。
- ③ 対応統括部署及び不当要求防止責任者は、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携関係を構築し、定期的な情報の収集・管理を行うとともに、収集した情報は関係部門へ周知し、社内における情報の共有化及び注意喚起を行う。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 「財務報告に係る内部統制システム管理規程」を定め、当該規程に基づき財務報告に係る内部統制システムを適切に整備・運用し、適正な評価を行う。
- ② 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役会に報告する。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成23年12月31日現在)

科目	当期	科目	当期
資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
固定資産	85,304	固定負債	30,401
有形固定資産	69,270	長期借入金	26,407
製造設備	24,768	繰延税金負債	2
供給設備	30,363	退職給付引当金	2,831
業務設備	3,818	ガスホルダー修繕引当金	94
その他の設備	4,451	負ののれん	490
建設仮勘定	5,869	その他固定負債	574
無形固定資産	1,998	流動負債	21,311
投資その他の資産	14,035	1年以内に期限到来の固定負債	5,613
投資有価証券	6,495	買掛金	2,681
長期貸付金	5,554	短期借入金	7,532
繰延税金資産	1,199	未払金	1,468
その他投資	1,007	未払法人税等	1,508
貸倒引当金	△222	賞与引当金	434
流動資産	22,127	その他流動負債	2,072
現金及び預金	455	負債合計	51,713
受取手形及び売掛金	11,192	純資産の部	
商品及び製品	314	株主資本	46,132
原材料及び貯蔵品	5,908	資本金	6,279
繰延税金資産	1,382	資本剰余金	4,589
その他流動資産	2,937	利益剰余金	36,815
貸倒引当金	△63	自己株式	△1,550
資産合計	107,432	その他の包括利益累計額	1,519
		その他有価証券評価差額金	1,524
		繰延ヘッジ損益	△5
		少数株主持分	8,067
		純資産合計	55,719
		負債純資産合計	107,432

連結損益計算書 (平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

科目	当期	科目	当期
費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	99,979	売上高	128,171
(売上総利益)	(28,191)		
供給販売費及び一般管理費	24,444		
(営業利益)	(3,747)		
営業外費用	626	営業外収益	825
支払利息	592	受取利息	112
雑支出	33	受取配当金	148
		負ののれん償却額	237
(経常利益)	(3,947)	雑収入	327
特別損失	299	特別利益	287
固定資産売却損	32	固定資産売却益	190
投資有価証券評価損	266	ガスホルダー修繕引当金戻入額	97
(税金等調整前当期純利益)	(3,935)		
法人税、住民税及び事業税	1,517		
法人税等調整額	22		
(少数株主損益調整前当期純利益)	(2,395)		
少数株主利益	651		
当期純利益	1,743		
合計	129,284	合計	129,284

連結株主資本等変動計算書 (平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	6,279	4,589	35,718	△26	46,560
当期変動額					
剰余金の配当			△647		△647
当期純利益			1,743		1,743
自己株式の取得				△1,524	△1,524
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	1,096	△1,524	△427
当期末残高	6,279	4,589	36,815	△1,550	46,132

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
前期末残高	1,753	△12	1,741	7,853	56,155
当期変動額					
剰余金の配当					△647
当期純利益					1,743
自己株式の取得					△1,524
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△229	7	△222	213	△8
当期変動額合計	△229	7	△222	213	△436
当期末残高	1,524	△5	1,519	8,067	55,719

連結注記表 (平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社14社はすべて連結の範囲に含めております。

連結子会社名は次のとおりであります。

吉田瓦斯(株)、下田ガス(株)、信州ガス(株)、佐渡瓦斯(株)、袋井ガス(株)、中遠ガス(株)、清水エル・エヌ・ジー(株)、静岡ガスエネルギー(株)、エスジークレジットサービス(株)、静岡ガスリビング(株)、静岡ガス・エンジニアリング(株)、静岡ガスサービス(株)、静岡ガス・システムソリューション(株)、エスジー保険サービス(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社

①名称

南富士パイプライン(株)

静岡パイプライン(株)

②持分法を適用しない理由

上記会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、袖師基地の構築物及び一部の連結子会社の資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

製造設備 10～15年

供給設備 13～22年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、発生年度において費用処理しております。

数理計算上の差異は、10年による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

③ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実施額を次回修繕までの期間に配分して当該期間対応分を計上しております。

④賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(二) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

i ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ii ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 外貨建金銭債務

金利スワップ 借入金利息

iii ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

iv ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんについては、5年間で均等償却することとしております。

ただし、金額が僅少な場合には、全額発生年度の損益に計上しております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(イ) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当期から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

この変更による損益への影響はありません。

(ロ) 表示方法の変更

当期から、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号 平成21年3月27日)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

次の資産を長期借入金2,147百万円、1年以内に期限到来の固定負債712百万円の担保に供しております。

製造設備	10,468百万円
供給設備	26,671
業務設備	1,319
その他の設備	1,115
計	39,575

上記のほか、長期借入金(7,885百万円)に対して抵当権設定予約契約を締結しております。

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 180,488百万円 |
| (3) 保証債務 | |
| 下記関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 | |
| 静岡パイプライン(株) | 3,400百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 76,192千株 |
|------|----------|
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- (イ) 平成23年3月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項
- | | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 304百万円 |
| 1株当たり配当額 | 4.0円 |
| 基準日 | 平成22年12月31日 |
| 効力発生日 | 平成23年3月25日 |
- (ロ) 平成23年8月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- | | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 342百万円 |
| 1株当たり配当額 | 4.5円 |
| 基準日 | 平成23年6月30日 |
| 効力発生日 | 平成23年9月1日 |
- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- 平成24年3月22日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- | | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 329百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4.5円 |
| 基準日 | 平成23年12月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年3月23日 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社ごとの与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主として運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引については、為替変動リスク、金利変動リスクを軽減するため、為替予約、金利スワップの各デリバティブ取引を実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①投資有価証券	4,990	4,990	—
②長期貸付金	5,554	5,810	256
③現金及び預金	455	455	—
④受取手形及び売掛金	11,192	11,192	—
資産計	22,193	22,449	256
①長期借入金（※1）	32,021	32,535	514
②買掛金	2,681	2,681	—
③短期借入金	7,532	7,532	—
負債計	42,235	42,749	514
デリバティブ取引（※2）	(7)	(7)	—

(※1) 1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

②長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③現金及び預金、並びに④受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

②買掛金、並びに③短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当期末において、ヘッジ会計が適用されていないものはありません。

ヘッジ会計が適用されているものの時価については、金利スワップの特例処理によるものを除き、取引先金融機関から提示された価格等によっており、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 関連会社株式（連結貸借対照表計上額832百万円）及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額672百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「①投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	651円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	23円15銭

6. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成23年12月31日現在)

科目	当期	科目	当期
資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
固定資産	68,747	固定負債	28,614
有形固定資産	50,191	長期借入金	25,675
製造設備	10,542	退職給付引当金	2,349
供給設備	28,809	ガスホルダー修繕引当金	94
業務設備	3,328	その他固定負債	494
附帯事業設備	1,695	流動負債	31,838
建設仮勘定	5,816	1年以内に期限到来の固定負債	5,081
無形固定資産	1,753	買掛金	224
借地権	505	短期借入金	7,509
その他無形固定資産	1,247	未払金	1,051
投資その他の資産	16,802	未払費用	1,168
投資有価証券	5,474	未払法人税等	145
関係会社投資	3,954	前受金	79
社内長期貸付金	244	預り金	80
関係会社長期貸付金	6,174	関係会社買掛金	8,075
出資金	13	関係会社短期借入金	5,682
長期前払費用	10	関係会社短期債務	579
繰延税金資産	737	賞与引当金	288
その他投資	207	附帯事業買掛金	915
貸倒引当金	△14	附帯事業未払金	907
流動資産	19,101	附帯事業流動負債	40
現金及び預金	75	その他流動負債	9
受取手形	30	負債合計	60,453
売掛金	9,137	純資産の部	
関係会社売掛金	136	株主資本	25,873
未収入金	523	資本金	6,279
製品	68	資本剰余金	4,098
原料	14	資本準備金	4,098
貯蔵品	227	利益剰余金	17,046
前払費用	82	利益準備金	801
関係会社未収入金	407	その他利益剰余金	16,244
関係会社短期貸付金	1,338	固定資産圧縮積立金	447
繰延税金資産	1,012	別途積立金	15,088
附帯事業売掛金	1,088	繰越利益剰余金	708
附帯事業未収入金	4,666	自己株式	△1,550
附帯事業流動資産	168	評価・換算差額等	1,522
その他流動資産	163	その他有価証券評価差額金	1,528
貸倒引当金	△43	繰延ヘッジ損益	△5
資産合計	87,849	純資産合計	27,396
		負債純資産合計	87,849

損益計算書 (平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

科目		当期	科目		当期
費用			収益		
売上原価		83,777	製品売上		102,129
期首たな卸高		64	ガス売上		102,129
当期製品製造原価		2,594			
当期製品仕入高		81,676			
当期製品自家使用高		489			
期末たな卸高		68			
(売上総利益)		(18,352)			
供給販売費		15,061	(事業損失)		(80)
一般管理費		3,371	営業雑収益		4,389
営業雑費用		4,987	受注工事収益		1,150
受注工事費用		1,122	器具販売収益		3,220
器具販売費用		3,864	その他営業雑収益		18
附帯事業費用		10,676	附帯事業収益		10,762
営業外費用		617	(営業損失)		(593)
支払利息		594	営業外収益		1,615
雑支出		22	受取利息		123
(経常利益)		(405)	受取配当金		144
特別損失		301	関係会社受取配当金		992
固定資産売却損		34	雑収入		355
投資有価証券評価損		266	特別利益		279
(税引前当期純利益)		(383)	固定資産売却益		182
法人税等調整額		△84	ガスホルダー修繕引当金戻入額		97
当期純利益		468			
合計		119,177	合計		119,177

株主資本等変動計算書 (平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高	6,279	4,098	801	350	13,788	2,284	17,224
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の積立				134		△134	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△36		36	—
別途積立金の積立					1,300	△1,300	—
剰余金の配当						△647	△647
当期純利益						468	468
自己株式の取得							—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	97	1,300	△1,575	△178
当期末残高	6,279	4,098	801	447	15,088	708	17,046

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
前期末残高	△26	27,576	1,729	△12	1,716	29,293
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△647				△647
当期純利益		468				468
自己株式の取得	△1,524	△1,524				△1,524
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△200	7	△193	△193
当期変動額合計	△1,524	△1,702	△200	7	△193	△1,896
当期末残高	△1,550	25,873	1,528	△5	1,522	27,396

個別注記表 (平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

(ロ) デリバティブ

時価法によっております。

(ハ) たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び袖師基地の構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

製造設備 10～15年

供給設備 13～22年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し

ております。

過去勤務債務は、発生年度において費用処理しております。

数理計算上の差異は、10年による定額法により翌期から費用処理しております。

(ハ) ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実施額を次回修繕までの期間に配分して当該期間対応分を計上しております。

(二) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(イ) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債務
金利スワップ	借入金利息

③ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計処理の原則又は手続きの変更

当期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

この変更による損益への影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

次の資産を長期借入金2,006百万円、1年以内に期限到来の固定負債583百万円の担保に供しております。

製造設備	10,405百万円
供給設備	25,855
業務設備	968
附帯事業設備	1,097
計	38,326

上記のほか、長期借入金（7,885百万円）に対して抵当権設定予約契約を締結しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	120,348百万円
無形固定資産の減価償却累計額	964百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

静岡パイプライン(株)	3,400百万円
信州ガス(株)	54
中遠ガス(株)	7
袋井ガス(株)	4
計	3,466

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	6,722百万円
仕入高	90,269百万円
営業取引以外の取引高	1,796百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式数

普通株式	3,051,988株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(1) 繰延税金資産

退職給付引当金	727百万円
賞与引当金	101
減価償却超過額	603
確定拠出年金制度移行金	141
繰越欠損金	709
その他	433
繰延税金資産小計	2,718
評価性引当額	△135
繰延税金資産合計	2,582

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△616百万円
その他	△216
繰延税金負債合計	△832

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	374円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	6円22銭

7. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年2月8日

静岡瓦斯株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野裕史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津良明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、静岡瓦斯株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、静岡瓦斯株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年2月8日

静岡瓦斯株式会社
取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野裕史 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津良明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、静岡瓦斯株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第164期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年2月9日

静岡瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 羽 間 昭 夫 ㊟

監 査 役 野 末 寿 一 ㊟

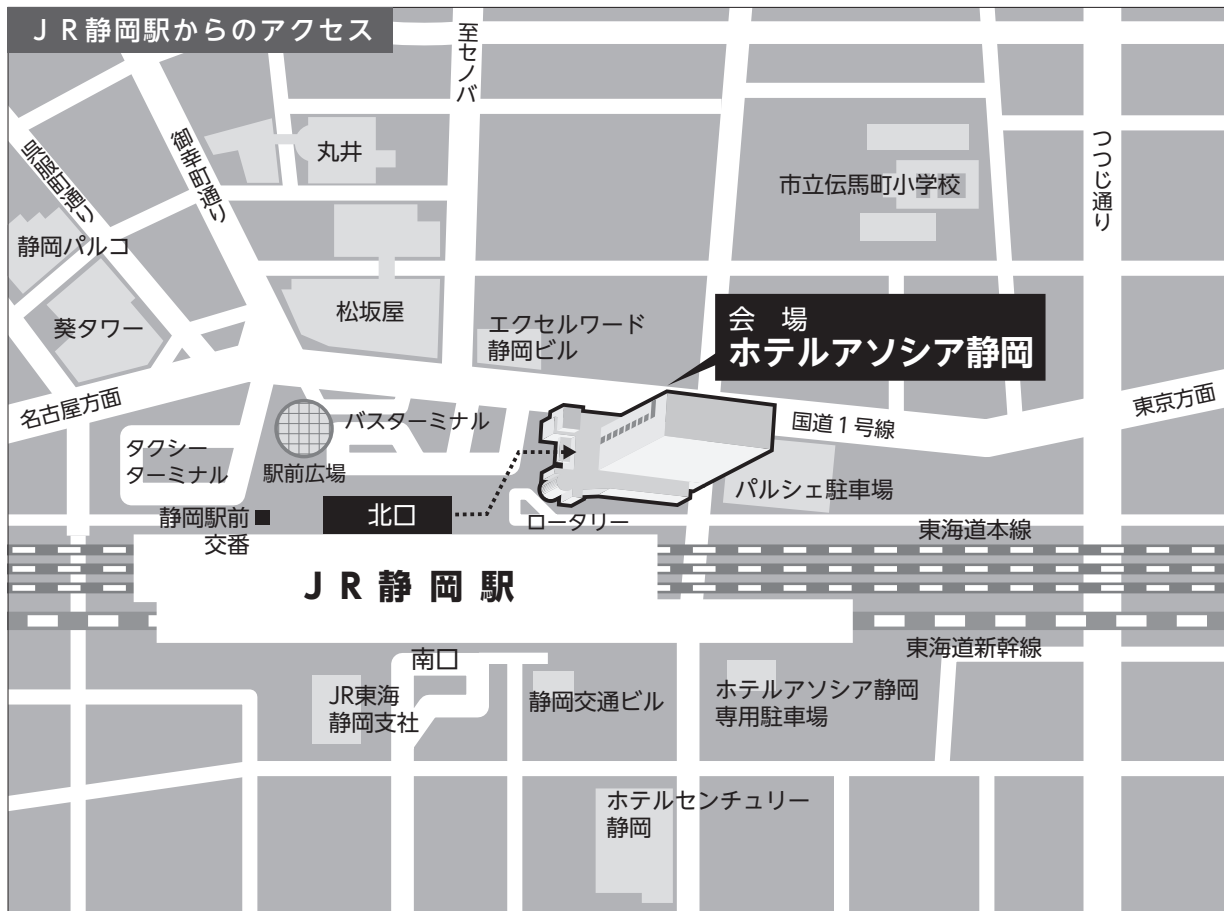
監 査 役 稲 葉 孝 宏 ㊟

監 査 役 金 井 義 邦 ㊟

(注) 監査役 野末寿一、稲葉孝宏、金井義邦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：静岡市葵区黒金町56番地
ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」
電話：054-254-4141

交通のご案内：
JR静岡駅北口出て、右手すぐ（徒歩1分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

